

大通達甲（運免）第4号  
令和6年12月6日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

生活安全部地域課長  
交通部各課・隊長 殿  
各警察署長

交通部 長

点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の改正について（通達）

点数制度による行政処分事務については、「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の改正について」（令和3年3月31日付け大通達甲（運免）第4号）により運用しているところであるが、この度、運転者管理業務が警察共通基盤システムへ移行すること等に伴い、別添のとおり「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」を改正し、令和6年12月8日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（運転免許課行政処分係）

## 別添

### 点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、点数制度による行政処分事務の適正かつ効果的な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

##### 2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「警察署長等」とは、生活安全全部地域課長、交通部交通指導課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び各警察署長をいう。
- (2) 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (3) 「違反行為」とは、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げる一般違反行為及び令別表第2の2の表の上欄に掲げる特定違反行為をいう。
- (4) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (5) 「違反報告書」とは、警察官が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (6) 「違反等登録」とは、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領（令和6年11月29日付け大通達甲（運免）第2号ほか別添。以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (7) 「違反等登録票」とは、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和6年11月29日付け大示達甲（運免）第11号ほか別添。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める違反登録票及び事故登録票をいう。
- (8) 「抹消登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (9) 「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (10) 「免許の停止等」とは、免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (11) 「点数通報書」とは、新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、警察庁長官官房技術企画課情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）から送信される点数通報を印字した資料をいう。
- (12) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3又は別記様式第13の4の処分通知書及び府令別記様式第19の3の3又は別記様式第22の6の処分書をいう。
- (13) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (14) 「処分事案の移送」とは、行政処分事由が発生した時における運転者の住所地が、

当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。

(15) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。

(16) 「処分決定通知」とは、処分決定（免許の拒否及び保留を除く。）を行った時における当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否及び保留を除く。）を行った旨の通知をいう。

(17) 「処分執行依頼」とは、処分決定を行った当該者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。

(18) 「処分執行通知」とは、処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。

### 3 都道府県警察間の連絡及び協力

行政処分に関する事務は、関係都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うこと。

### 4 迅速かつ確実な行政処分

(1) 点数制度による行政処分は、情報処理センターに登録された違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これらの登録を迅速かつ確実にいうこと。

(2) 点数制度による行政処分を必要と認める事由が生じたときは、その事由に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図ること。

### 5 能率的な事務処理の推進

関係事務の全般にわたって迅速かつ適正な処理に配意しながら、効率的な行政処分事務の推進に努めること。

## 第2 違反等登録票の点検等

### 1 違反行為の発見報告

(1) 取締り警察官は、点数評価の対象となる違反行為を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。ただし、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、事故登録に必要な事項を警察署長等に速報すること。

(2) 取締り警察官は、点数制度による行政処分が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うこと。

(3) 取締り警察官は、作成した違反報告書に係る人身事故等が、後記第3の3に規定する登録除外事由に該当すると認めたときは、違反報告書の所要の欄にその意見を付記すること。

## 2 警察署長等の措置

### (1) 違反等登録票の作成

- ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致不相当又は通告不相当と認められた事案以外の事案について、違反等登録票を作成すること。
- イ 生活安全部地域課、交通部交通指導課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び各警察署（以下「警察署等」という。）に違反等登録票作成責任者を置き、警察署長等が指定する者をもって充てる。
- ウ 違反等登録票作成責任者は、違反等登録票の作成を一元的に行うこと。

### (2) 違反等登録票の点検

- ア 警察署等に審査責任者を置き、幹部職員（警部補以上の階級にある警察官をいう。以下同じ。）の中から警察署長等が指定する者をもって充てる。
- イ 審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導及び教養を行うこと。
- ウ 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合は、追加調査や訂正報告書等の作成を求めること。
- エ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めること。
- オ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が後記第3の3に規定する登録除外事由に該当すると認めるときは、違反報告書の所要の欄にその意見を付記すること。

### (3) 行政処分関係書類の送付

- ア 違反報告書、違反等登録票その他の行政処分手続に関する調査書類（以下「行政処分関係書類」という。）は、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に送付すること。
- イ 6点以上の点数が付けられることとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付する場合は、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付すること。この場合において、後記(4)に規定する送付期限までに行政処分関係書類を作成することができないときは、追加送付すること。

### (4) 行政処分関係書類の送付期限

行政処分関係書類の送付は、次の要領により行うこと。

#### ア 仮停止事案

- (ア) 仮停止をした高速隊長及び警察署長は、運転免許課長に対し、直ちに当該事案の事故登録に必要な事項を電話報告するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付すること。
- (イ) 前記(ア)の規定による報告を受理した運転免許課長は、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を免許台帳で確認（他の都道府県警察に照会が必要なときは、照会をして確認）し、当該事案について事故登録票を作成し、

直ちに事故登録を行うこと。

- (ウ) 前記(イ)の場合において、当該事案について法第103条第1項若しくは第2項又は第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分（以下「本処分」という。）を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、運転免許課長は、直ちに当該事案を移送する公安委員会に対し、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を電話連絡すること。

なお、大分県公安委員会が当該連絡を受理した場合において、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行うこと。

- (エ) 前記(ウ)の場合において、仮停止をした高速隊長及び警察署長は、速やかに当該行政処分関係書類を本処分を行う公安委員会に対し送付すること。

#### イ 三者即日処理の日に取消し等処分書の交付をする事案

法第109条第1項の定めにより、運転免許証を保管した事案については、保管証の有効期間を勘案して三者即日処理の出頭日を定めるとともに、期日までに処分書を交付するための違反等登録を行うこと。

また、警察署長等は、期日までに行政処分関係書類を送付すること。

#### ウ 人身事故等に係る事案（仮停止事案を除く。）

- (ア) 当該事故の取調べの際に意見の聴取の通知をした事案については、前記アに規定する仮停止事案に準じた方法により行うこと。

- (イ) 前記(ア)以外の事案（交通切符で処理したものを除く。）については、事故発生日の翌日から起算して10日以内に交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に到達するように送付すること。

#### エ 交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る事案

交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る事案は、検挙後、速やかに切符管理システムに違反情報の項目を入力するとともに、検挙した日の翌日から起算して5日以内に運転免許課に到達するように送付すること。

#### オ その他の事案

前記アからエまでの事案以外の事案は、検挙し、又は認知した日の翌日から起算して10日以内に運転免許課に到達するように送付すること。

### (5) 行政処分関係書類の処理等

- ア 行政処分関係書類の運転免許課への送付に関する事務は、審査責任者が処理すること。

- イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、行政処分関係書類を送付した事案（交通反則切符及び点数切符に係る事案を除く。）については送付年月日及び行政処分番号を、行政処分関係書類を作成しなかった事案についてはその理由を、それぞれ次に掲げる事案の内容に応じ、それぞれに定める所要欄に記載の上、毎月警察署長等に報告すること。

- (ア) 交通事故事案 交通事故捜査管理簿の行政処分欄

- (イ) 交通事故事案以外の基本書式適用事案 犯罪事件受理簿の備考欄

- (ウ) 交通切符適用事案 交通法令違反事件簿の行政処分送付月日欄等

- ウ 警察署長等は、前記イに規定する所要の欄の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われている

かどうかについて指導及び監督を行い、違反発見報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮すること。

エ 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転免許課長に連絡すること。

### 3 運転免許課長の措置

- (1) 運転免許課長は、警察署長等から送付された行政処分関係書類について、その受理の日又はその翌日（当該日が休日に当たる場合は、その翌日）までに、所要のコード記載を行うこと。
- (2) 運転免許課に行政処分点検責任者を置き、行政処分を担当する幹部職員の中から運転免許課長が指定する者をもって充てる。
- (3) 行政処分点検責任者は、警察署等の行政処分関係書類の点検及びそれに基づく警察署等の違反等登録票作成責任者に対する指導及び教養を行うこと。

## 第3 違反等登録

### 1 違反等登録審査官

運転免許課に違反等登録審査官を置き、幹部職員の中から運転免許課長が指定する者をもって充てる。

### 2 登録審査

- (1) 違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象となるか否かを審査し、交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査すること。
- (2) 交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、交通事故の不注意の程度の認定基準（別表第1）の「重い」又は「軽い」の区分について行うこと。

### 3 登録除外

- (1) 違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について、違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認めたとき又は告知等の基準に該当しないと認めたときは、当該事案を違反等登録から除外すること。
- (2) 違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る交通事故について、交通事故に関する登録除外事由（別表第2）に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外すること。

### 4 違反等登録の迅速処理

- (1) 違反等登録審査官は、行政処分関係書類の送付を受けたときは、点検の終了を待って直ちに審査を行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにすること。
- (2) 違反報告書の記載内容の不備により、追加調査をする必要があると認めるときは、当該事案が明らかに登録除外事由に該当する事案であると認める場合を除き、違反等登録を行い、当該事案については、処分が行われるまでの間に速やかに追加調査や訂正報告書等の作成を求めること。

### 5 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録（違反等登録から除外された事案に係るものを除く。）は、違反等登録審査官が処理し、その結果（交通反則切符及び点数切符に係る事案の違反等登録を除

く。)について違反等登録日報(第1号様式)により運転免許課長に報告すること。

- (2) 違反等登録除外に関する事務については、違反等登録審査官が当該違反等登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要の欄に付記した上で運転免許課長の決裁を受け処理すること。

## 6 違反等登録除外等の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該公安委員会に事案を返送すること。

なお、大分県公安委員会が事案の返送を受けたときは、当該事案について登録の変更又は除外を行うこと。

## 7 違反等登録の抹消登録をする場合における措置等

### (1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許課長は、違反等登録を抹消登録したときは、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導(以下「行政処分等」という。)の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が行われているときは、迅速かつ確実な是正措置を講ずること。

### (2) 抹消登録の連絡の徹底

運転免許課長は、抹消登録をした違反等登録に係る運転者の住所地が県外であるときは、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録をした旨を電話により速報すること。

なお、運転免許課長が電話による速報を受けたときは、前記(1)に規定する措置を講ずること。

### (3) 免許を受けていない者への対応

ア 運転免許課長は、免許を受けていない者に係る違反等登録の抹消登録をしたときは、当該者からの免許の申請や受験相談の機会を通じて、当該者に当該違反等登録から当該抹消登録までの間における行政処分等の有無を確認するなど、住所地管轄の有無を問わず直ちに調査するとともに、行政処分等が行われているときは、迅速かつ確実な是正措置を講ずること。

イ 前記アの場合において、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、運転免許課長は、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書(第2号様式)により、行政処分等の有無に関する調査を依頼するとともに、違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係(以下「警察庁行政処分係」という。)に報告すること。

また、当該調査に対する回答を受けたときは、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告すること。

ウ 前記イに基づく調査依頼を受けた運転免許課長は、抹消登録された違反等登録に基づいた行政処分等が行われていたときは、当該抹消登録をした都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し適切な措置を講ずること。

## 8 違反等登録のある者からの免許の申請等

違反等登録のある者からの免許の申請や受験相談に対しては、運転免許課長が別に定

めるところにより、適切に取り扱うこと。

#### 第4 処分量定

##### 1 処分量定の方法

###### (1) 免許の拒否及び保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定については、点数通報書に記載された違反歴等が当該申請者のものであるか確認の上、当該申請者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うこと。この場合において、通報に係る違反歴等が当該申請者と同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報書に記載されている違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別すること。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定については、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がなされているときは、現に受けている免許の行政処分を行った公安委員会の処分決定に従い、当該処分決定と同一の処分量定を行うこと。

ウ 点数制度の対象とならない事案の処分量定については、行政処分関係書類等で十分な立証措置がとられているか否かを審査した上、速やかに行うこと。

###### (2) 免許の取消し及び停止

ア 点数制度の対象となる事案の行政処分は、点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うこと。

イ 前記(1)ウの規定は、点数制度の対象とならない事案の行政処分について準用する。

###### (3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する違反運転者に係る処分量定については、点数通報書に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の通報があったときは国籍及び住所等によって当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとること。

###### ア 処分基準点数に該当する場合

(ア) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が県内であるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をすること。

(イ) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が県外であるときは、点数通報書の備考欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案を移送すること。

###### イ 処分基準点数に該当しない場合

違反行為に係る行政処分関係書類を保存すること。

##### 2 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うこと。

(1) 当該交通事故の事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないかを調べ、その事情があるときは、処分量定をする者において

再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

- (2) 当該交通事故が、交通事故の不注意の程度の認定基準における不注意の程度の区分の「軽い」に該当するものであるときは、その細目区分について認定し、細目区分が「小」に該当するものであるときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

### 3 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務については、事故の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては個別に決裁を受けること。

## 第5 処分決定等

### 1 意見の聴取等

意見の聴取等は、法及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）等の関係規定に従い行うこと。

### 2 処分決定の決裁

- (1) 公安委員会の行政処分に係る事務は、法第114条の2において免許の保留及び免許の効力の停止に関してのみ、警察本部長に委任されており、これら以外の免許の取消し及び拒否並びに自動車等の運転の禁止に関しては、公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。
- (2) 公安委員会の行政処分に係る事務については、人身事故等又は違反行為の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては個別に決裁を受けること。

### 3 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書兼処分執行依頼書（第3号様式）を送付して行うこと。

なお、処分決定通知と同時に執行依頼を行わない場合は、処分決定通知書兼執行依頼書の不要箇所を二重線で抹消すること。

## 第6 処分の移送等

### 1 処分移送通知書に関する事務

- (1) 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に係る処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うこと。

なお、添付すべき資料は、次に掲げる資料等の一部又は全部とし、必要に応じてその他の書類を加えること。

#### ア 交通違反の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し
- (ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

#### イ 交通事故の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 実況見分調書の写し
- (ウ) 供述調書（被疑者、被害者及び参考人）の写し
- (エ) 診断書の写し
- (オ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し

(カ) その他違反事実の証明に必要な資料

- (2) 処分移送通知を行う場合は、処分移送通知書を送付して行うものとし、同通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付すること。
- (3) 処分移送通知書の理由及び備考欄の記載は、府令別記様式第19については別表第3、府令別記様式第22の4については別表第4の記載例によって行うこと。

## 2 処分事案及び違反者講習該当事案の移送

- (1) 処分事由発生時における運転者の住所地が県外であるときは、当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対し、行政処分関係書類の送付について（第4号様式）により当該処分事案の移送を行うこと。
- (2) 違反者講習（法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。以下同じ。）該当行為時における運転者の住所地が県外であるときは、当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対し、違反者講習関係書類の送付について（第5号様式）により違反者講習該当事案の移送を行うこと。
- (3) 前記1(1)及び(2)の規定は、処分事案の移送及び違反者講習該当事案の移送について準用する。
- (4) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした高速隊長及び警察署長が当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に直送すること。

## 第7 処分の執行

### 1 関係事務の集中処理

点数制度による行政処分事務は、情報処理センターの点数通報に基づいて処理されるものであることから、処分書等の交付に関する事務は、運転免許課において集中的に処理し、出頭通知に応じない者又は所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付については、警察署において処理すること。

### 2 処分書等の交付の方法

出頭通知及び処分書等の交付は、処分の迅速性等を考慮の上、次に掲げる方法により事務処理を行うこと。

- (1) 意見の聴取事案の処分書の交付を意見の聴取日に行う方法
- (2) 交通切符適用事案に係る処分書の交付を三者即日処理の日に行う方法
- (3) 停止処分者講習の実施日に、その実施場所において処分書等の交付及び停止処分者講習に関する事務を集中処理する方法

### 3 処分書等交付の際の留意事項

- (1) 処分書等を交付する際は、処分書等の記載内容に記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。
- (2) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとし、その際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。また、当該者の運転免許証を返納（提出）させること。
- (3) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続きを書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。
- (4) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置すること。

ア 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合

(ア) その者が、免許を受けている者である場合には、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後、処分書等を交付すること。

(イ) その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等が一致したときであっても、なお、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付すること。

イ 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合

申立てが、違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付すること。

ウ 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査すること。

#### 4 処分執行通知

(1) 法第90条第11項、第103条第9項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は第104条の2の2第7項の規定により、処分決定を行った公安委員会が行う当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会に対する処分執行通知は、処分執行通知書（第6号様式）を送付して行うこと。

(2) 処分決定を行った公安委員会と当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合で、当該処分決定を行った公安委員会が、後記5の処分執行依頼をしたときは、処分執行依頼を受けた公安委員会から後記6(2)に規定する執行依頼処分通知の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付すること。

#### 5 処分執行依頼

処分執行依頼を行う場合は、処分決定通知書兼処分執行依頼書に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る運転者管理業務実施細則に定める違反事故処分・短縮・手配等登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うこと。この場合において、処分書等の余白に独自の取扱事項を記載しているときは、当該記載を抹消すること。

#### 6 処分執行依頼を受けた都道府県警察の措置

(1) 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、前記3に準じて行うこと。

(2) 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された運転免許証とともに、執行依頼処分通知書（第7号様式）に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした当該都道府県警察（公安委員会）に送付すること。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見

込まれるなど、当該処分執行依頼を受けた公安委員会において運転免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当県において返還」と記載し、当該運転免許証の送付は要しない。

## 第8 処分登録等

### 1 処分登録

- (1) 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うこと。
- (2) 処分登録は、処分書等を交付した公安委員会において行うこと。

### 2 処分猶予に関する登録

処分猶予に関する登録は、運転者管理業務実施細則に定める違反事故処分・短縮・手配等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書きし、事前に運転免許課長の決裁を受けて行うこと。

### 3 処分手配登録等

#### (1) 処分執行依頼に係る事案

処分執行依頼を行うときは、処分手配登録をした後、処分決定通知書兼処分執行依頼書を送付すること。

#### (2) 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認めた者については、違反者講習手配登録をすること。

#### (3) その他の事案

その他の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うこと。

- ア 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者
- イ 2 回目の出頭通知に応じない者
- ウ その他運転免許課長が処分手配登録を必要と認めた者

### 4 処分短縮登録

- (1) 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うこと。
- (2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うこと。
- (3) 他の都道府県で処分を受けた後、県内に住所を変更した者から停止処分者講習受講の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行うこと。
  - ア 講習受講を申し出た者から処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。
  - イ 住所変更について免許証記載事項変更届の手続きをとらせること。
  - ウ 行政処分を行った公安委員会に連絡し、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。
  - エ 処分の短縮を決定したときは、前記ウの規定により作成した処分短縮登録票によって短縮登録をすること。

## 第9 その他

### 1 行政処分関係書類等の保存

行政処分関係書類等の保存は、次の要領により行うこと。

- (1) 行政処分をした事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、次の区分により保存すること。
  - ア 一般違反行為を理由として行政処分の執行をした事案 8年
  - イ 特定違反行為を理由として行政処分の執行をした事案 13年

- (2) 処分を決定したが、処分書等未交付のまま、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること。ただし、当該事案について処分通知が行われたものについては、前記(1)の規定により保存すること。その他の事案の関係書類は、処分決定の順に整理保存すること。
- ア 一般違反行為を理由として行政処分を決定した事案 10年3か月
- イ 特定違反行為を理由として行政処分を決定した事案 15年3か月
- (3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。
- (4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次により整理保存すること。
- ア 交通違反は、所属別に、当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存すること。
- イ 交通事故は、発生年月日順に整理し、13年間保存すること。

## 2 点数制度の広報等

- (1) 警察署長等は、交通関係の各種行事、運転者講習会等を利用し、点数制度の周知に努めること。
- (2) 警察署長等は、取締り警察官に対し、交通取締りの際に違反運転者からの点数制度に関する質疑に適切な対応ができるよう指導及び教養を徹底すること。
- なお、交通事故の点数については、処分通知又は警告通知により通知されることから、取締り警察官が誤った点数を教示することのないよう指導及び教養を徹底すること。

## 3 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、当県警察の事案については関係所属が、他の都道府県警察の事案については当該都道府県警察と相互に緊密な連絡と協力の下に、その執行の確保に努めること。この場合においては、法第104条の3第2項の規定に基づく出頭命令及び同条第3項の規定に基づく免許証の保管の制度を活用すること。

## 4 処分を受けている者の無免許運転の防止

- (1) 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で停止処分者講習を受けない者については、取締り警察官による計画的な監視及び指導を行うこと。
- (2) 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導を徹底すること。

### 附 則

この要領は、令和6年12月8日から施行する。

別表第1

交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認 定 基 準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽い	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき。
	大	
	小	大以外の場合

備考

- 1 「その他の事由」とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 「主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき」とは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」又は「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当する。

別表第2

交通事故に関する登録除外事由

1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

別表第3

<p>理 由</p>	<p> <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項  <input type="checkbox"/> 第5号に該当  <input type="checkbox"/> 第6号に該当  <input type="checkbox"/> 第7号に該当  <input type="checkbox"/> 第8号に該当  <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項  <input type="checkbox"/> 第1号に該当  <input type="checkbox"/> 第2号に該当  <input type="checkbox"/> 第3号に該当  <input type="checkbox"/> 第4号に該当  <input type="checkbox"/> 第5号に該当         </p>
<p>備 考</p>	<p>           添付書類  <input type="checkbox"/> 点数通報書  <input type="checkbox"/> 行政処分関係書類  <input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し  <input type="checkbox"/> 供述調書の写し（<input type="checkbox"/>被疑者 <input type="checkbox"/>被害者 <input type="checkbox"/>参考人）  <input type="checkbox"/> 診断書の写し  <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し  <input type="checkbox"/> 速度測定記録の写し  <input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料         </p>

別表第4

<p>理 由</p>	<p> <input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第1項  <input type="checkbox"/> 第1号に該当  <input type="checkbox"/> 第2号に該当  <input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第2項  <input type="checkbox"/> 第1号に該当  <input type="checkbox"/> 第2号に該当  <input type="checkbox"/> 第3号に該当  <input type="checkbox"/> 第4号に該当         </p>
<p>備 考</p>	<p>           添付書類  <input type="checkbox"/> 点数通報書  <input type="checkbox"/> 行政処分関係書類  <input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し  <input type="checkbox"/> 供述調書の写し（<input type="checkbox"/>被疑者 <input type="checkbox"/>被害者 <input type="checkbox"/>参考人）  <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し  <input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料         </p>

第1号様式

<p style="text-align: center;">違 反 等 登 録 日 報</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">違反等登録審査官</p>						
審査事案	登 録 件 数		登 録 除 外			再 調 査 下 命
	点数合格	内容訂正	事実誤認	除外事由	その他	
違反登録						
事故登録						
(備 考)						

第 2 号様式

第 号  
年 月 日

(各都道府県) 警察本部  
(行政処分担当) 課長 殿

大分県警察本部  
交通部運転免許課長

抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書 (依頼)

下記の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録を抹消登録したことから、当該違反等登録から当該抹消登録までの間の同人による運転免許申請や受験相談の機会において、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導を貴都道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、下記担当者宛てに電話で回答願います。

記

氏名 (ふりがな)	( )
統一氏名	
生年月日(※)	年 月 日生 ( 歳)
性別(※)	男 ・ 女
住所	
抹消種別(※)	訂正抹消 ・ 完全抹消
違反等登録日 (事案名)	年 月 日 ( )
抹消登録日 (事案名)	年 月 日 ( )
その他調査をする 上で必要と認めら れる事項	

※ 選択項目については、該当する項目に○を付すること。

担当者：係名  
氏名  
警察電話







公安委員会 殿

大分県公安委員会

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を行いましたので通知します。

記

住 所			
氏 名			
運転免許の種類			
免許証番号	第	号	
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類			
処 分 執 行 日	年 月 日		
処 分 理 由	違反行為の発生日	違反行為の種別等	点数
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
過去 3 年以内における前歴の有無及び回数	有 回 無	累積点数	点
過去 5 年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		
処 分 内 容			
備 考			

第7号様式

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

大分県公安委員会

執 行 依 頼 処 分 通 知 書

処分執行依頼書（ 年 月 日付け 発第 号）により、貴公安委員会から行政処分執行依頼を受けた下記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。

記

住 所（居所）

氏 名